

4 消防・危険物対策

(1) 消防・危険物対策の教訓

ア 活動体制等の整備

今回の震災では、地震による大きな揺れ、大津波やそれによる原子力発電所の事故など様々な災害が次々に起こった。こうした災害に対し、東京消防庁は、宮城県気仙沼市などでの消火・救助・救急活動や原子力発電所での放水活動、原子力発電所へのハイパーレスキュー隊派遣など、日頃の訓練の成果を発揮し、各種車両や資機材を活用して、他機関との連携を図りながら適切に対応した。首都直下地震の発災に備え、今回の経験を活かし、更なる災害対応力を向上させることが必要である。

イ 消防水利の整備

今回の震災では、大津波による被害だけでなく火災も発生し、被害を受けている。首都直下地震の際、都内においては、木造住宅密集地域を中心に、同時多発火災や大規模市街地火災が発生する可能性が高い。

しかしながら、消防水利の不足地域を見ると、そのほとんどが木造住宅密集地域に集中しており、この地域内では防火水槽の設置用地の確保が困難になりつつある。

そのため、迅速な消火活動の実現に向けた、消防水利の整備のための方策を講じる必要がある。

ウ 消防団の災害活動の支援方策

今回の震災で、消防団は、活動拠点となる分団本部施設等が多く被災したにもかかわらず、地域の防災リーダーとして、消防隊と連携し、火災や救助活動といった災害活動のほか、地域住民とともにがれきの除去、行方不明者の搜索、地域の復興活動といった活動を実施した。

発災時の消防団による活動の有効性、重要性が明らかになったことを踏まえて、発災後の消防団機能の確保に向けた方策を検討することが必要である。

エ 危険物等施設における被害の防止

今回の震災では、東京湾沿岸でも市原市や船橋市、川崎市の石油タンク等で火災や配管が破損するなどの被害が発生した。

石油タンク等の安全確保の推進は、本来、事業者と国が適切に対応するべき責務を負っている。今回の被害に関して、国は被災した施設の実態調査を行い、地震対策等の検討を行うこととしている。

安全対策のさらなる充実のために、特に東京湾内の石油タンク等の危険物施設

については、今後、広域的連携のもと、国に対し働きかけていくことが必要である。

また、出火危険の高い危険物施設や化学薬品等を取り扱う事業者において、地震に伴う災害を未然に防止するとともに、火災や危険物の漏えい等が発生した際にも被害を最小限に抑えるための対策を確実に講じることが必要である。

オ 高圧ガス施設における安全性の確保

今回の震災では、都内の高圧ガス施設における重大な被害の発生はなかったが、被災地においては、津波により、高圧ガス施設、LPガス施設等の損壊やガスボンベの流出等の被害が生じた。

都では、これまで、高圧ガス対策として、消防法等の法令や東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等の安全性の強化に努めるとともに、事業者に対する指導を行ってきたが、ひとたび高圧ガスの漏えい事故等が発生すると、甚大な被害が生じるおそれがある。

そこで、高圧ガス施設について、安全性の確保を検証する必要がある。

カ 化学物質による被害の防止

今回の震災では、都内において、地震の揺れにより工場内にトリクロロエチレンを含むガスが充満し、死者が発生するという被害が起きた。

都では、これまで、関係法令に基づき、事業者による化学物質の自主的管理の推進を進めてきたが、従来の化学物質管理では、大規模震災時の事故対策といった視点については十分に検討されていない。今回の震災による被害などを受け、今後、大規模災害対策を踏まえ、震災時の化学物質に起因する災害の未然防止や被害の最小化に向けた検討を行う必要がある。

発災時の被害軽減に向けて、消防の災害対応力の強化等が必要

- 活動体制等の整備
災害への対応力を向上させることが必要
- 消防水利の整備
木造住宅密集地域等の消防水利の整備が必要
- 消防団の災害活動の支援方策
発災後の消防団機能の確保に向けた方策の検討が必要
- 危険物等施設における被害の防止
安全対策のさらなる充実を国に対し働きかけていくことが必要
事業者において、災害の未然防止や被害を最小限に抑えるための対策を講じる必要がある
- 高圧ガス施設における安全性の確保
高圧ガス施設の安全性の確保についての検証が必要
- 化学物質による被害の防止
震災時の化学物質に起因する災害の未然防止や被害の最小化に向けた検討が必要